

障害福祉サービス事業所「花の実園」における指定管理者の導入について

総合福祉センター「花の実園」の管理運営について、平成23年4月1日より指定管理者制度を導入しようとするものです。

1 導入の目的

花の実園の管理運営に民間経営のノウハウを導入することにより利用者に対するサービスの向上、多様化する障害者のニーズに効率的、効果的に対応するとともに、管理経費の節減をはかる。

2 花の実園の現状

① 開所時間	8時30分から16時30分（利用時間9時から16時）		
② 利用者数	就労継続支援（B型）	定員 80名	現在利用者 71名
	生活介護	定員 20名	現在利用者 13名
	計	100名	84名

3 導入の効果

- ① 利用者サービスの向上
 - ・現状の実施事業に限らず、他の障害福祉サービスである就労移行支援事業や日中一時支援など、利用者のニーズに合わせた新たな事業展開
 - ・開園日、時間の拡大
- ② 経費の節減

4 指定期間

平成23年4月1日から 5年間を予定

5 事業内容（障害者自立支援法に規定する福祉サービス）

- ・就労継続支援事業B型

就労経験のある障害者などに対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動などの機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行い就労に向けた支援を行う。

・生活介護事業

常時介護を必要とする障害者に対し、主として施設において、食事、排泄の介護や基本的な生活習慣を身につけるための身辺処理の自立と生活訓練、創作的活動または生産活動の機会を提供する。

- ・その他の障害福祉サービス（就労移行支援、日中一時支援など）も事業者の創意工夫により実施が可能

6 事業運営費用

- ① 自立支援法による給付費
- ② 施設修繕費（施設の所有者である市が負担）

7 公募事業者の要件

障害福祉サービス事業実績を有する社会福祉法人を予定

8 移行までの経過及び今後のスケジュール

平成18年3月	本市「集中改革プラン」で指定管理者制度導入予定施設とする
平成22年4月15日	第1回保健福祉部指定管理者制度検討委員会開催 → 部の方針決定
4月26日	平成22年度第2回経営改革推進委員会へ意見を求める → 承認
5月19日	第1回福祉問題審議会に報告
5月下旬	習志野市指定管理者候補者選定委員会へ諮る
6月	第2回定例会市議会に議案を提出「習志野市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の改正」
	〔改正内容〕
	・指定管理者による管理を規定
	・開所時間及び休所日を規定
	・業務の範囲として、従来業務に加えて障害者自立支援法による障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施できるように規定
7月中旬～8月末	事業者の公募期間
10月	選定委員会による候補者選定
12月	第4回定例会市議会に議案を提出「指定管理者の指定」
平成23年3月	基本協定締結